

第24期 第2回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和2年8月31日

伊予市農業委員会

第 2 4 期

第 2 回定例農業委員会総会議事録

令和 2 年 8 月 3 1 (月) 午後 1 時 3 0 分から、伊予市役所において第 2 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	19名
農地利用最適化推進委員	8名
事務局	局長
	次長
	係長
	係長

議事日程

第 1	議事録署名委員の指名	
第 2	議案第 6 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について	4 件
	議案第 7 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について	3 件
	議案第 8 号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について (編入)	4 件
第 3	報告第 2 号 農地の使用貸借解約通知について	1 件
	報告第 3 号 相続税の納税猶予に関する継続届について	1 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より令和2年度第2回8月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

<一同、礼>

御着席下さい。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

議席番号6番 ○○ ○○ 委員、7番 ○○ ○○ 委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第6号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第6号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

番号1につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	静岡県	○○	○○
	徳島県	○○	○○
譲受人	稲荷	○○	○○
申請地	稲荷	畑	外8筆
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	農産物増産	
譲受人の耕作面積	○○	m ²	
権利の種類	売買による	所有権移転	
譲受人の作付作物	米・野菜・みかん		
主な農機具の保有状況	トラクター・田植機・コンバイン・乾燥機		

労働力 常時 2 人
周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する農地の権利移動の制限に関する事項

- 第 1 号 効率的に営農すると認められない場合
- 第 2 号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合
- 第 3 号 信託の引き受けにより取得しようとする場合
- 第 4 号 農作業に常時従事すると認められない場合
- 第 5 号 耕作面積が取得面積を含めて 30 アールに満たない場合
- 第 6 号 また貸しするおそれがある場合
- 第 7 号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

いずれの要件にも該当していないため許可要件を満たしていると考えられます。
以上です。

議長

地元委員の説明につきましては、議案説明書に記載されています。
番号 1 について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。
番号 1 につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号 1 につきまして原案のとおり承認いたします。
続きまして、番号 2 につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

2 番

譲渡人	大平	〇〇	〇〇
譲受人	大平	〇〇	〇〇
申請地	大平	畑	
譲受人の耕作面積	〇〇㎡		
申請理由	(譲渡人)	農作業従事困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	キウイフルーツ・愛媛果試 28 号・甘平		
主な農機具の保有状況	農作業用自動車		
労働力	常時 2 人		

周辺農業経営への影響 特に支障なし
なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、
許可要件の全てを満たしていると考えられます。
以上です。

議長

地元委員の説明につきましては、議案説明書に記載されています。
番号2について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。
番号2につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。
続きまして、番号3につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

3番

譲渡人	松山市	〇〇	〇〇
譲受人	双海町上灘	〇〇	〇〇
申請地	双海町上灘	田	
譲受人の耕作面積	〇〇㎡		
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米・季節野菜・柑橘		
主な農機具の保有状況	トラクター・田植機・耕耘機		
労働力	常時3人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、
許可要件の全てを満たしていると考えられます。
以上です。

議長

地元委員の説明につきましては、議案説明書に記載されています。
番号3について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号4につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

4番

譲渡人	米湊	〇〇	〇〇
	松山市	〇〇	〇〇
譲受人	尾崎	社会福祉法人	〇〇
		理事長	〇〇 〇〇
申請地	本郡	田	外2筆
譲受人の耕作面積	〇〇m ²		
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	社会福祉事業の一環	
譲受人の作付作物	米・季節野菜		
主な農機具の保有状況	トラクター・田植機・耕作機		
労働力	常時6人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、今回の権利取得者である〇〇は、農地法第3条第2項第5号に掲げる下限面積要件の、不許可の例外に該当する社会福祉法人になります。そのため、権利取得後の面積が30aを下回っていますが不許可にはなりません。また、農地法第3条第2項第5号以外のいずれの要件にも該当していませんので、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議長

地元委員の説明につきましては、議案説明書に記載されています。

番号4について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

〇〇委員

社会福祉法人の不許可の例外について、詳細説明をお願いします。

事務局

許可要件の中に、30aを下回る場合は、不許可にしなければならない規程があります。農地法3条のただし書きで、例外規定がございまして、不許可の例外に該当するものが、教育、医療、又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人、具体的に言いますと学校法人、医療法人、今回の社会福祉法人という法人が30a未満でも権利の取得が認められています。

議長

その他、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号4につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、3ページをお開きください。

■議案第7号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第7号 「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

番号1につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人 宮下 ○○ ○○

松山市 ○○ ○○

譲受人 宮下 ○○ ○○

宮下 ○○ ○○

申請地 宮下 田 外1筆

転用目的 農家住宅

権利の種類等 使用貸借権及び所有権移転

申請人は、夫婦であり、子供○人とともに妻の父である○○さん宅で同居し暮らしておりますが、子供の成長及び出産の可能性等により、現住居では手狭となり日常生活に支障をきたしています。また、妻の父が営む農業を夫婦で後継するには農家住宅の建築が必要であり、父から農地を借受けて建築する予定ですが、父所有の農地だけで建設予定

地に建築するためには道路との接道のために大規模な造成が必要になり周辺の農地に影響がでる可能性があり、隣の〇〇さんの農地を譲り受けて一体利用地として農家住宅を建てることにより周辺の農地に影響がなく道路に接道できるため所有権移転と使用貸借権の2つの転用申請に至りました。

申請地は、伊予市宮下の〇〇集落にあり、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。

以上です。

議長

地元委員の説明につきましては、議案説明書に記載されています。

番号1につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号1につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

譲渡人	松山市	〇〇株式会社
		代表取締役 〇〇 〇〇
譲受人	双海町高岸	〇〇 〇〇
申請地	双海町高岸	田
転用目的	レクリエーション施設及び保養所の一部	
権利の種類	所有権移転	

申請人である法人は、平成〇月〇月に設立以降、松山市において、高齢者に対する介護及び老人ホーム等の運営を行っております。利用者の増加により、既存の施設のみでは、十分にレクリエーションを行うことができないため、利用者へのレクリエーションの場として利用できる適地を探しておりました。

また、当該農地は平成〇年頃に譲渡人が庭木を植え、駐車場を設置しており隣の宅地と併せて一体利用地として利用してきました。

申請人は当該農地と併せた一体利用地をレクリエーション施設としてだけでなく、新

型コロナウイルス感染予防対策として、施設入居者の避難所として利用するほか、社員の保養所として利用したく今回の転用申請に至りました。

申請地は、〇〇から300m以内に位置し、第3種農地と判断し原則転用は可能であります。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれが無いと認められます。

以上です。

議長

地元委員の説明につきましては、議案説明書に記載されています。

番号2につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

〇〇委員

保養所として利用するということですが、どこを保養所として利用するのですか。

事務局

利用計画図にあります、一体利用地の宅地にすでに住宅があり、その住宅をレクリエーション施設及び保養所として利用するということです。住宅がある宅地と当該農地が一体利用地となりますので、農地の現状は庭と駐車場ではありますが、今回はレクリエーション施設及び保養所として転用申請が上がっています。

議長

番号2につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号2につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

3番

譲渡人 宮下 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

譲受人 宮下 〇〇 〇〇

申請地 宮下 畑

転用目的 露天駐車場

権利の種類 賃貸借権

申請人である法人は平成〇年〇月に法人化し、〇〇の収集運搬業を営んでいます。近年、従業員の増加等で駐車場が足りておらず、本社事務所及び作業場の敷地内にも駐車場を確保できず困窮しています。そのため、〇〇が所有する当該農地を従業員の駐車場として使用するため転用申請に至りました。

申請地は、大字宮下の〇〇集落の南側に位置し、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。以上です。

議長

地元委員の説明につきましては、議案説明書に記載されています。
番号3につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。
番号3につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号3につきまして、原案のとおり承認いたします。
続きまして、4ページをお開きください。

■議案第8号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

議案第8号 伊予農業振興地域整備計画の変更について、農振農用地への編入の申出があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

申出人	大平	〇〇	〇〇
土地所有者	大平	〇〇	〇〇
該当地番	大平	畑	
変更内容	農振農用地区域内農地への編入		

図面については、農振編入の議案8号-1を確認ください。

当該農地はキウイを栽培予定であり、果樹又は野菜の生産団地の形成、その他の当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため必要な農地に該当します。申出人は、以前はデコポンを植えていましたが、農協の補助事業である果樹経営支援等対策事業へ申請し、キウイを植栽するとのことです。周辺の農用地にも影響はないため農用地区域内農地の編入は適当であると認められます。

以上です。

議長

地元委員の説明につきましては、議案説明書に記載されています。

番号1につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号1につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

申出人 中山町出渕 ○○ ○○

土地所有者 中山町出渕 ○○ ○○

該当地番 中山町出渕 畑

変更内容 農振農用地区域内農地への編入

図面については、農振編入の議案8号-2を確認ください。

当該農地はキウイフルーツを生産しており、果樹又は野菜の生産団地の形成、その他の当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため必要な農地に該当します。申出人は、中山間地域直接支払制度に係る集落協定農地に組み入れる予定であり、周辺の農用地にも影響はないため農用地区域内農地の編入は適当であると認められます。

以上です。

議長

地元委員の説明につきましては、議案説明書に記載されています。

番号2につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきまして、ご承認いただける農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号2につきまして、原案のとおり承認いたします。
続きまして、番号3につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

3番

申出人	双海町高岸	〇〇	〇〇
土地所有者	双海町高岸	〇〇	〇〇
該当地番	双海町高岸	畑	外3筆
変更内容	農振農用地区域内農地への編入		

図面については、農振編入の議案8号-3を確認ください。

当該農地はキウイフルーツを生産しており、果樹又は野菜の生産団地の形成、その他の当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため必要な農地に該当します。申出人は、中山間地域直接支払制度に係る集落協定農地に組み入れる予定であり、周辺の農用地にも影響はないため農用地区域内農地の編入は適当であると認められます。

以上です。

議長

地元委員の説明につきましては、議案説明書に記載されています。
番号3につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。
番号3につきまして、ご承認いただける農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号3につきまして、原案のとおり承認いたします。
続きまして、番号3につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

4番

申出人	双海町高岸	〇〇	〇〇
土地所有者	双海町高岸	〇〇	〇〇

該当地番 双海町高岸 畑
変更内容 農振農用地区域内農地への編入

図面については、農振編入の議案 8 号-4 を確認ください。

当該農地はキウイフルーツを生産しており、果樹又は野菜の生産団地の形成、その他の当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため必要な農地に該当します。申出人は、中山間地域直接支払制度に係る集落協定農地に組み入れる予定であり、隣接する農用地にも影響はないため農用地区域内農地の編入は適当であると認められます。

以上です。

議長

地元委員の説明につきましては、議案説明書に記載されています。

議案第 4 号につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第 4 号につきまして、ご承認いただける農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

議案第 4 号につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、5 ページをお開きください。

第 3

■報告第 2 号 農地の使用貸借解約通知について

議長

報告第 2 号 「農地の使用貸借解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回 1 件の届出がありました。

1 番

貸出人	大平	〇〇	〇〇
借受人	大平	〇〇	〇〇
届出地	大平	田	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法	使用貸借権設定	

こちらは、議案第6号2番の農地法3条による所有権移転のための解約になります。
以上です。

議長

報告第2号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きまして6ページをお開きください。

■報告第3号 相続税の納税猶予に関する継続届について

議長

報告第3号 相続税の納税猶予に関する継続届について、租税特別措置法第70条の6の規定に基づく適用を受けるための証明書を交付したので、次のとおり報告する。事務局の説明をお願いします。

事務局

被相続人		〇〇	〇〇
相続人	米湊	〇〇	〇〇
申請農地	米湊	田	外2筆
証明書交付日	令和2年8月11日		

以上です。

議長

報告第3号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きましてその他事項に進みたいと思います。

■その他

- ・令和2年7月豪雨災害義援金について
- ・新任委員研修会について

事務局より説明有り

議長

□ 次回の開催日程について

定例総会 令和2年9月30日(水曜日) 午後1時30分伊予市役所4階大会議室を
開催予定としております。

以上で、第2回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第2回8月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後2時26分 閉会)